

政令第 号

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十六号）附則第一条（第一号及び第二号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行期日は平成十九年十一月三十日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は平成十八年十一月三十日とする。

## 理由

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。